

# ご遺族が行う手続き一覧

火葬がお済みの方は、死亡届は提出済です。

死亡届が提出されるとそれに伴い住民票の消除も行われます。

また、お亡くなりになられた方が世帯主であった場合は住民票の記載順位により

新世帯主は【 】様となっています。

※上記以外の方に世帯主を変更される場合は「世帯主変更届」を同一世帯の方が行ってください。

( 【◎】 「年金・おくやみコーナー」での手続き

【△】 担当課での手続き )

区分	対象者	主な手続き	※注意事項 ◆持ちもの	担当課 市外局番 (0767)	
戸籍	△	本籍地が七尾市の方 ★本市に本籍のない方は、 <u>本籍地の市区町村へご確認ください。</u>	戸籍証明が必要な方は証明書を発行します。  ※届出後 <u>5日ほど(土・日・祝日を除く)</u> 戸籍が出来ます。	※銀行等金融機関、生命保険会社、法務局など提出先によって、必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。  ◆窓口にお越しになる方の本人確認書類 (2ページ参照) ◆代理人が請求するときは委任状	市民課 ⑬⑭⑮ (計. 丸2階) TEL53-8417
	◎	印鑑登録をされていた方	印鑑登録証 (カード) の返却手続き	※印鑑登録は抹消されます。	
住民登録	◎	マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの方	返却は不要です。	※マイナンバーカードは失効しますが、しばらく保管してください。	年金・おくやみ コーナー ⑧ (計. 丸2階) TEL0120-770-372
	◎	年金に加入 または年金を受給されていた方	年金の手続き (未支給年金・遺族年金等)	※一人ひとり手続きが異なりますので、 <u>年金事務所に確認します。</u>  ◆2ページ参照	
年金	△	農業者年金を受給されていた方	死亡届等の手続き ★ <u>能登わかば農協 (支店) にご確認ください。</u>	◆農業者年金証書 ◆お亡くなりになられた方の戸籍 ◆請求者との関係がわかる戸籍 (※請求者順位は配偶者・子など) ◆請求者通帳 (口座番号が確認できるもの) と届出印	農業委員会 事務局 (本庁2階) TEL53-8440
	△	市税を納付されていた方 ※軽自動車税 ※固定資産税 ※市・県民税 ※国民健康保険税	納税義務者変更の手続き  振替口座変更の手続き	※土地・家屋の名義変更は、別途法務局での手続きが必要です。  ◆2ページ参照	税務課 ⑨⑩⑪ (計. 丸2階) TEL53-8412
上下水道	△	水道・下水道の使用者、所有者、納入者になっていた方	名義、振替口座の変更手続き  閉栓(使用中止)の手続き	◆2ページ参照 ◆届出される方の印鑑 振替口座を変更する時は、銀行届出印と通帳も必要  ※電話でも受け付けております。	上下水道料金 お客さまセンター ⑫ (計. 丸2階) TEL53-8431
	◎	下水道事業受益者負担金を納入中または 猶予中の方	下水道事業受益者変更手続き	◆新たに受益者となられる方の印鑑	上下水道課 (本庁1階) TEL53-8002

区分	対象者	主な手続き	※注意事項 ◆持ちもの	担当課 市外局番 (0767)
健康保険	◎ 国民健康保険に加入されていた方	葬祭費等の手続き	◆ 2 ページ参照	保険課 ④ (ハトリ73階)  国民健康保険 TEL53-8420 後期高齢者医療 TEL53-8988
	◎ 後期高齢者医療に加入されていた方			
介護	◎ 介護保険に加入されていた方	喪失等の手続き	◆ 2 ページ参照	高齢者支援課 ⑤ (ハトリ73階) TEL53-8451
高齢者	◎ 緊急通報装置を使用されていた方	利用辞退の手続き	◆ 2 ページ参照	高齢者支援課 ⑤ (ハトリ73階) TEL53-8463
	◎ 配食サービスを利用されていた方		◆ 貸与していた緊急通報装置及びペンダント	
福祉	◎ 各種障害者手帳を持っていた方	喪失等の手続き	◆ 2 ページ参照	福祉課 ④ (ハトリ73階) TEL53-8464
子ども	18歳以下のお子さんの扶養をされていた方	ひとり親家庭等医療費受給資格登録の手続き	◆ 受給者となる方及び児童が加入する医療保険の資格確認書等 ◆ 受給者となる方のマイナンバーカードまたは通知カード ◆ 受給者となる方の口座番号が確認できるもの	子育て支援課 ② (ハトリ73階) TEL53-8445
	児童手当を受給されていた方	児童手当受給者変更手続き	◆ 新たに受給者となる方のマイナンバーカードまたは通知カード ◆ 新たに受給者となる方の名義の通帳	
	子ども医療費助成を受けていた方	受給者変更の手続き	◆ 児童が加入する医療保険の資格確認書等 ◆ 新たに受給者となる方の口座番号が確認できるもの	
	児童扶養手当を受給されていた方	資格喪失の手続き	◆ 児童扶養手当証書 ◆ 請求者(子など)名義の通帳	
その他	◎ ケーブルテレビに加入されていた方	加入者名義の変更手続き	※廃止の場合は、担当課での手続きとなります。 ※第三者(親族以外)への名義変更は新旧名義者の押印が必要。	秘書広報課 (本庁1階) TEL53-8699
	△ 犬を飼っていた方	犬の所有者変更の手続き	※担当課での手続きとなります。	環境課 (本庁1階) TEL53-8421

※この他にも手続きが必要になる場合がございます。